

平成26年7月

随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の住所	随意契約の相手方の氏名	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約によることとした理由
監査契約 一式	平成26年7月31日	東京都新宿区津久戸町1番2号	有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員公認会計士 田中 輝彦 大立目 克哉	5,832,000	<p>国立大学法人は、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法により、会計監査人の監査を受けなければならない、その会計監査人は独立行政法人通則法に定める資格を有する者から文部科学大臣が選任することとなっている。</p> <p>このことから学内審査を行い、会計監査人第一候補者として有限責任あずさ監査法人の選任を文部科学大臣に対し求めたところ、同法人が本学の会計監査人に選任されたため、同法人と随意契約を締結した。</p>